

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 条 例

ページ

- 北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例【保健福祉局健康医療部保険年金課】 3

◇ 告 示

- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】 5
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】 6

◇ 公 告

- 開発工事に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】 7
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】 8
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【教育委員会事務局学校支援部学事課】 12

◇ 訓 令

- 北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令【総務局総務部文書課】 15

◇ 訂 正

- 第4622号の訂正【建築都市局総務部都市景観課】 16

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を新設することにしました。

この条例は、令和2年1月1日から規則で定める日までの間に傷病手当金の支給要件を満たした被保険者に対して適用することにしました。

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月8日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第24号

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

北九州市国民健康保険条例（昭和42年北九州市条例第53号）の一部を次のように改正する。

付則に次の7項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金）

- 20 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等（健康保険法第3条第6項に規定する賞与を除く。）をいう。次項並びに付則第24項及び第25項において同じ。）の支払を受けている被保険者（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者（以下「患者等」という。）に限る。）が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間（労務に服することを予定していなかった日を除く。付則第23項及び第24項において「支給対象期間」という。）、傷病手当金を支給する。
- 21 前項の傷病手当金（以下この項から付則第25項までにおいて「傷病手当金」という。）の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の額の合計額を労務に服した日数で除した額（当該額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（当該金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。
- 22 前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定された傷病手当金の額が健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額（当該額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（当該金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）を超えるときは、当該金額を

傷病手当金の額とする。

- 2 3 傷病手当金の支給対象期間は、当該支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
- 2 4 前4項の規定にかかわらず、支給対象期間に係る給与等の全部又は一部の支払を受けることができる患者等に対しては、当該支払を受けることができる支給対象期間に係る傷病手当金を支給しない。ただし、当該支払を受けることができる給与等の額が、付則第21項又は第22項の規定により算定された傷病手当金の額より少ないときは、その差額を傷病手当金として支給する。
- 2 5 前項の患者等が、当該支払を受けることができる給与等の全部又は一部につき、その全額の支払を受けることができなかつたときは付則第21項又は第22項の規定により算定された傷病手当金の額を、その一部の額の支払を受けることができなかつた場合においてその支払を受けた給与等の額が当該傷病手当金の額より少ないときは当該傷病手当金の額と当該支払を受けた給与等の額の差額を支給する。ただし、当該患者等に対して前項ただし書の規定により傷病手当金を支給したときは、当該差額から当該支給した額を控除する。
- 2 6 前項の規定により患者等に支給した額に相当する額は、当該患者等を使用する適用事業所の事業主から徴収する。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の付則第20項から第26項までの規定は、改正後の付則第20項に規定する労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する患者等について適用する。

北九州市告示第220号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和2年5月8日

北九州市長 北 橋 健 治

1 病院又は診療所（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
北九州総合病院	北九州市小倉北区東城野町1番1号	令和2年5月1日
北九州市立八幡病院	北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号	令和2年5月1日

2 訪問看護ステーション（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションサポートハウス小倉	北九州市小倉北区宇佐町一丁目5番11号	令和2年5月1日

北九州市告示第 2 2 1 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 4 条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第 6 9 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和元年 5 月 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称		指定自立支援医療機関の所在地	変更年月日
旧	アップルハート訪問看護ステーション小倉南	北九州市小倉南区徳力一丁目 1 2 番 7 号グリーンピア徳力Ⅱ	令和 2 年 3 月 1 7 日
新	アップルハート訪問看護ステーション小倉	北九州市小倉北区片野二丁目 2 番 1 6 号	

北九州市公告第 3 2 2 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和 2 年 5 月 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区中曾根六丁目 9 3 7 番 4 及び 9 3 7 番 1 0 から 9 3 7 番 1 4 まで	北九州市小倉南区下貫二丁目 1 0 番 3 7 号 株式会社橋口工務店 代表取締役 橋口勝利

北九州市公告第323号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年5月8日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び数量

高規格救急自動車 1台

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期限 令和3年3月31日

(4) 納入場所 北九州市小倉北区東港一丁目2番5号

北九州市消防訓練研修センター

(5) 入札方法 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

(6) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2(2)に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注

者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

- (3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 物品を納入後、修理、点検、保守その他のアフターサービス及び部品供給について、長期にわたり適切かつ迅速に行える体制が整備されていること。
- (4) 高度管理医療機器等の販売業許可を受けていること。
- (5) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和2年5月28日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 公告の日から令和2年6月19日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

- (3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。
- (4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和2年5月28日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

（ア） 提出期間

この公告の日から令和2年5月28日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

（イ） 提出場所

第1号アの場所

（ウ） 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

（5） 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和2年6月5日から同月18日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月19日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和2年6月18日午後5時までに必着のこと。

（6） 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和2年6月19日午後2時10分

6 その他

（1） 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

- (1) Product and Quantity
- Purchase of High standard ambulance
- Quantity: 1 units
- (2) Deadline for the submission of tender
- For tenders via the electronic bidding system:
- 2:00p. m., June 19, 2020
- For tenders submitted by mail:
- 5:00p. m., June 18, 2020
- (3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

北九州市公告第325号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年5月8日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

学校内通信ネットワーク等整備業務 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 契約締結の日から令和3年3月31日まで

(4) 履行場所 北九州市の指定する場所

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和2年5月29日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市教育委員会事務局学校支援部学事課

イ 日時 この公告の日から令和2年6月19日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 競争参加資格の確認申請書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和2年5月29日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争参加資格の確認申請書を、北九州市教育委員会事務局学校支援部学事課に提出しなければならない。

(4) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和2年6月18日午後5時までに必着のこと。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所庁舎西棟地下2階第2入札室

イ 日時 令和2年6月19日午後2時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等
北九州市教育委員会事務局学校支援部学事課
〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号
電話 093-582-2378

6 Summary

- (1) Product and Quantity
Development of communication network in school
- (2) Deadline of Tender (by hand)
2:00p.m., June 19, 2020
- (3) Deadline of Tender (by mail)
5:00p.m., June 18, 2020
- (4) For further information, please contact :School Services and
Financial Assistance Division, School Support Department,
Board of Education, City of Kitakyushu

北九州市訓令第10号

庁中一般

北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年5月8日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令

北九州市副市長以下専決規程（昭和43年北九州市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表第3の8の表の保健所担当部長の項第32号中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改める。

付 則

この訓令は、令和2年5月8日から施行する。

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
令和2年	4622	32	上から1行目	北九州市告示第 127-2号	北九州市公告第 225号